

平成 23 年 10 月 3 日

各位

みずほ信託銀行株式会社

株式会社中国銀行との信託代理店契約の締結について

みずほ信託銀行株式会社（取締役社長 野中 隆史）は、株式会社中国銀行と遺言関連業務に関する信託代理店契約を締結しましたのでお知らせいたします。

信託代理店業務の概要は、以下のとおりです。

1. 取扱開始日 平成 23 年 10 月 3 日（月）
2. 取扱対象業務
 - ・ 遺言執行引受承諾業務
 - ・ 遺言書管理信託
 - ・ 遺産整理業務
3. 取扱店舗 本店営業部、岡山駅前支店、奉還町支店、岡山南支店、岡山西支店、西大寺支店、児島支店、倉敷支店、総社支店、笠岡支店、津山支店、福山支店、広島支店、高松支店、大阪支店

みずほ信託銀行では、今後もお客さまのニーズに的確にお応えする高品質な信託商品・サービスのご提供に注力してまいります。

以上

ご参考

【取扱業務の概要】

取扱業務	内容	契約の相手方
遺言執行引受承諾業務	遺言書の作成・保管を行なうとともに、相続発生時には遺言執行者として各種手続を行ない、遺言の内容を実現する業務。	遺言者
遺言書管理信託	遺言書の保管のみを行ない、相続が発生した際、遺言書を指定受取者へお渡しする業務。	遺言者
遺産整理業務	相続の開始後、相続人全員から委託を受け、相続人の代理人として相続手続を行なう業務。	相続人

以上